

議案第65号

世田谷区立区民会館条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和5年6月14日

提出者 世田谷区長 保坂展人

(説明) 世田谷区立世田谷区民会館の改築及び世田谷区立世田谷区民会館別館の移転に伴い、これらの施設等を変更するとともに、世田谷区立玉川区民会館別館の利用料金制度を廃止する必要があるので、本案を提出する。

世田谷区立区民会館条例の一部を改正する条例

世田谷区立区民会館条例（昭和56年12月世田谷区条例第48号）の一部を次のように改正する。

第5条第1号中「集会室」の次に「、練習室」を加える。

第12条第1項中「世田谷区立世田谷区民会館」の次に「、世田谷区立玉川区民会館別館」を加える。

第20条第1項中「、世田谷区立玉川区民会館別館」を削る。

別表第1世田谷区立世田谷区民会館別館の項中「東京都世田谷区太子堂二丁目16番7号」を「東京都世田谷区三軒茶屋一丁目41番10号」に改める。

別表第2世田谷区立世田谷区民会館の項中「集会室」の次に「、練習室」を加える。

別表第3世田谷区立世田谷区民会館の部を次のように改める。

世田谷区立 世田谷区民 会館	ホール	55,000円	65,950円	82,650円	99,070円	137,660円	165,160円	220,320円	264,240円
	集会室A	6,760円	8,110円	10,170円	12,170円	16,940円	20,300円	27,110円	32,470円
	集会室B	3,990円	4,790円	6,010円	7,190円	10,000円	11,990円	16,010円	19,180円
	練習室A	3,200円	3,840円	4,820円	5,760円	8,020円	9,610円	12,840円	15,370円
	練習室B	1,880円	2,260円	2,830円	3,390円	4,720円	5,650円	7,550円	9,040円

別表第3 世田谷区立世田谷区民会館の部の次に次のように加える。

世田谷区立 玉川区民会 館別館	集会室	7,150円	8,580円	10,720円	12,870円	17,870円	21,450円	28,600円	34,320円
-----------------------	-----	--------	--------	---------	---------	---------	---------	---------	---------

別表第4 附帯設備の部ピアノの項中「ピアノ」を「楽器」に、「1台」を「1台又は一式」に改める。

別表第4の2 世田谷区立世田谷区民会館別館の部を次のように改める。

世田谷区立 世田谷区民 会館別館	第1集会室	9,290円	11,040円	14,060円	16,790円	23,380円	27,990円	27,910円	33,360円	37,440円	44,780円	41,970円	50,150円
	第2集会室	3,530円	4,190円	5,340円	6,370円	8,870円	10,620円	10,590円	12,660円	14,210円	16,990円	15,930円	19,030円
	第3集会室	2,920円	3,470円	4,420円	5,280円	7,350円	8,800円	8,770円	10,480円	11,770円	14,080円	13,190円	15,760円
	第4集会室	4,090円	4,860円	6,190円	7,400円	10,300円	12,330円	12,290円	14,700円	16,490円	19,730円	18,480円	22,100円

別表第4の2世田谷区立玉川区民会館別館の部を削る。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。
 - (1) 第12条第1項の改正規定、第20条第1項の改正規定、別表第3世田谷区立世田谷区民会館の部の次に次のように加える改正規定及び別表第4の2世田谷区立玉川区民会館別館の部を削る改正規定並びに次項及び附則第3項の規定 令和6年4月1日
 - (2) 第5条第1号の改正規定、別表第1世田谷区立世田谷区民会館別館の項の改正規定、別表第2世田谷区立世田谷区民会館の項の改正規定、別表第3世田谷区立世田谷区民会館の部の改正規定、別表第4附帯設備の部ピアノの項の改正規定及び別表第4の2世田谷区立世田谷区民会館別館の部の改正規定並びに附則第4項から第7項までの規定 規則で定める日

(経過措置)

- 2 令和6年4月1日前に、世田谷区立区民会館条例第6条に規定する指定管理者が同条例第8条第3項の規定により読み替えて適用される同条例第9条第1項の規定により行った世田谷区立玉川区民会館別館の使用の承認（同日以後の使用に係るものに限る。）は、同条例第9条第1項の規定により区長がした使用の承認とみなす。
- 3 改正前の第20条第1項の規定により納付された世田谷区立玉川区民会館別館の使用に係る利用料金（同項に規定する利用料金をいう。）（令和6年4月1日以後の使用に係るものに限る。）は、この条例による改正後の第12条第1項及び第2項の規定により納付された使用料とみなす。

(準備行為)

- 4 世田谷区立世田谷区民会館の施設の使用（附則第1項第2号に定める日以後の使用に限る。）の承認を受けようとする者は、同日前においても、この条例による改正後の世田谷区立区民会館条例（以下「改正後の条例」という。）の規定の例により、その承認に係る申請を行うことができる。
- 5 区長は、前項の申請があった場合には、附則第1項第2号に定める日前においても、改正後の条例の規定の例により、その承認をすることができる。
- 6 世田谷区立世田谷区民会館別館の施設の使用（附則第1項第2号に定める日以後

の使用に限る。)の承認を受けようとする者は、同日前においても、改正後の条例の規定の例により、その承認に係る申請を行うことができる。

7 区長は、前項の申請があった場合には、附則第1項第2号に定める日前においても、改正後の条例の規定の例により、その承認をすることができる。